

第3章 日米同盟の強化

日米安保条約に基づく日米安保体制は、わが国自身の努力とあいまってわが国の安全保障の基軸である。また、日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す一方、米国がアジア太平洋地域への関与およびプレゼンスの維持・強化を進めている現状を踏まえると、日米同盟の強化は、わが国の安全の確保にとってこれまで以上に

重要となっている。

わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、わが国の防衛に寄与するのみならず、アジア太平洋地域における不測の事態の発生に対する抑止力および対処力として機能しており、日米安保体制の中核的要素である。一方、在日米軍の駐留は、地域住民の生活環境に影響を与えることから、沖縄をはじめとする各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。

第1節 日米安全保障体制の意義

1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全および独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威、恫喝どっかつに至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。しかしながら、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではなく、必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、わが国は、民主主義、法の支配、人権の尊重、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持への関心を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基調として、わが国の平和と安全を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第6条に基づき、米

軍に対してわが国の施設・区域を提供するとともに、同第5条において、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせて隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極東における国際の平和及び安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全

ときわめて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有または核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバ

ランスの変化にともない生じる問題や緊張に加え、領域主権や権益などをめぐり、いわばグレーゾーンの事態が生じやすく、これがさらに重大な事態に転じかねないリスクを有している。こうした安全保障環境の中で、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、地域の諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば公共財としての役

割を果たしている。また、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイおよびフィリピンなど地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、その他の国々との友好関係とあいまって、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしている。

3 グローバルな安全保障環境の一層の安定化

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。日米安保体制を中核とする日米同盟関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ、海賊行為、また海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスクなど、一国での対応がきわめて困難なグローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国

がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素から様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえでの基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな安全保障環境の一層の安定化のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

第2節 ガイドライン見直しの概要

日米両国がわが国に対する武力攻撃などに迅速に対処するためには、あらかじめ両者の役割について協議し、決定しておくことが必要である。日米両国間でのこのような役割に関する枠組みが、「日米防衛協力のための指針」(「ガイドライン」)とその実効性を確保するための諸施策である。日

米両国はこの枠組みに基づき、わが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえつつ、両国間の協力計画などについて継続的に検討作業を実施し、協議を行うとともに、現状に即したガイドライン見直しのための作業を行った。

1 ガイドライン見直しの経緯

① 97ガイドライン策定に至る経緯

78ガイドラインは、78(昭和53)年、冷戦という当時の情勢を背景に、日本に対する武力攻撃への対応を中心として策定された。その後、97(平成9)年に冷戦終結などの安全保障環境の変化を

踏まえ、周辺事態への対応と協力を拡大させるなどした97ガイドラインが策定された。97ガイドラインでは、日米間の役割や協力のあり方を、①平素、②日本に対する武力攻撃、③周辺事態に区別して規定するとともに、適時かつ適切に見直しを行うこととされていた。